

「こんなはずではなかった相続事例あれこれ」

講師：丸尾信哉行政書士

研修会出席者の皆様へ

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、相続税は、昨年27年1月1日より、課税基準が変更されて、基礎控除額が下げられ相続税の申告件数が増加しています。その分相続に対する関心も大きくなっています。そうした中で、相続税法の解説とは別に「そもそも相続問題とは何ぞや」の基本的事項の整理も必要でしょう。今回は、長年相続問題にかかわってこられた行政書士の先生をお招きし、「こんなはずではなかった」相続の事例を解説いたします。

なお、相続・贈与税法の解説は、今後の研修会として企画の予定です。研修会としては、来年、税務署による「暮らしの税金」、弁護士による「会社の法律」、また小倉間税会・八幡間税会・若松間税会・行橋間税会・門司間税会の5間税会共同研修会として福岡国税局消費税課を講師に迎えての「消費税法改正と軽減税率Q & A」を企画しています。

今後とも門司間税会の活動にご理解・ご協力をお願い致します。

門 司 間 税 会

I. 相続の基本

① 遺産の確定

- ・ 相続財産・・・・・・・・現預金、土地家屋、株式、自動車、ゴルフ会員権、他
- ・ みなし相続財産・・・・死亡退職金、死亡生命保険金、他
- ・ 債務・・・・・・・・借入金、未払金、他

※ 生前に整理、明細書の作成。保証債務の有無

② 相続人の確定

- ・ 法定相続人と法定相続分
- ・ 相続の承認及び放棄
- ・ 包括遺贈と特定遺贈
- ・ 遺言と遺留分
- ・ 遺産分割と遺産分割協議書

③ 遺産相続の割合の確定

- ・ 配偶者の生活保障
- ・ 生存中の贈与・・・・・・・・特定の人に生前贈与をしている場合

④ 事業経営の承継

- ・ 誰に経営を承継させるか・・後継者教育、会社組織体制・規約の見直し
- ・ 事業承継での自社株の相続

※ 自社株(未上場株式)の相続・・会社法による株主構成の検討

⑤ 相続税の基本

- ・ 遺産にかかる基礎控除額
- ・ 相続税法上の財産評価

※ 自社株(未上場株式)の評価・・「類似業種批准価額」「純資産価額」「配当還元価額」

⑥ 生前贈与

- ・ 贈与契約書
- ・ 名義預金・・・・・・・・贈与ではなく、被相続人の相続財産となる

II. 相続事例

事例 1 山上カナコ様(仮名 以下、Aと称する)のケース

事例 2 本貫美千子様(仮名 以下、Aと称する)のケース

事例 3 麦津美智子様(仮名 以下、Aと称する)のケース

事例 4 亀洞良子様(仮名 以下、Aと称する)のケース

(事例1~4までの内容は、省略しています。)

(多くの法律家も誤解している) 問題点

遺言執行者は、遺留分が無いいため相続財産を取得しない法定(推定)相続人に対しても、自己が作成した相続財産目録(遺産目録)を当該遺留分なき法定(推定)相続人に対して、交付・報告する義務を負うかどうか。

判 例 (東京地裁 平成19年12月3日判決)

現行民法によれば、遺言執行者は、遺言者の相続人の代理人とされており(民1015条)、遅滞なく相続財産の目録を作成して相続人に交付しなければならないとされている(民1011条1項)ほか、善管注意義務に基づき遺言執行の状況及び結果について報告しなければならないとされている(民法1012条2項、同法645条)のであって、このことは、相続人が遺留分を有する者であるか否か、遺贈が個別の財産を相続するものであるか、全財産を包括的に遺贈するものであるか否かにかかわらず、等しく適用されるものと解するので相当である。しかも、相続財産全部の包括遺贈が真実であれば、遺留分が認められていない法定相続人は相続に関するすべての権利を喪失するものであるから、そのような包括遺贈の成否等について直接確認する法的利益があるというべきである。したがって、遺言執行者は、遺留分が認められていない相続人に対しても、遅滞なく被相続人に関する相続財産の目録を作成してこれを交付するとともに、遺言執行者としての善管注意義務に基づき、遺言執行の状況について適宜説明や報告をすべき義務を負うというべきである。

結 論

X(原告)が遺留分の無い何らの財産をも取得しない法定(推定)相続人であるからといって、遺言執行者Y(被告)は、Xに対する相続財産目録(遺産目録)を、当該遺留分なき法定(推定)相続人Xに対して、交付する義務(民1011)や報告義務(民1012②・645)を免れず、これらの義務を怠ったYには、Xに対する債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償責任が認められるというべきである。

MEMO・・・

遺言執行者・遺留分なき法定相続人・包括遺贈・損害賠償責任

III. 相続スケジュール

